

平成20年 第7回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成20年4月10日（木）午前11時

場 所：教育委員会室

平成20年4月10日

## 東京都教育委員会第7回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

第41号議案 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

#### 2 報 告 事 項

- (1) 平成20年度議会提出の工事案件について
- (2) 平成20年度東京都立高等学校入学者選抜状況について
- (3) 平成21年度使用都立高等学校用（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）教科書の採択について
- (4) 平成19年度条件付採用教員の任用について
- (5) 教育管理職等の任用・育成のあり方検討委員会第2次報告について
- (6) 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

委員 長	木 村 孟
委 員	内 館 牧 子
委 員	高 坂 節 三
委 員	竹 花 豊
委 員	瀬 古 利 彦
委 員	中 村 正 彦

事務局（説明員）	教育長（再掲）	中 村 正 彦
	理事	岩 佐 哲 男
	総務部長	志 賀 敏 和
	都立学校教育部長	新 井 清 博
	地域教育支援部長	皆 川 重 次
	指導部長	高 野 敬 三
	人事部長	松 田 芳 和
	福利厚生部長	秦 正 博
	特命担当部長	森 口 純
	人事企画担当部長	直 原 裕
	教育政策担当参事	石 原 清 志
	特別支援教育推進担当参事	高 畑 崇 久
（書 記）	教育政策室政策担当課長	黒 崎 一 朗

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから平成20年第7回定例会を開会させていただきます。

まず、取材・傍聴関係でございます。報道関係が、産経新聞社外2社、合計3社、個人は1名の方から傍聴の申込みがございました。許可してよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、入室していただいでください。

## 会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人でございますが、高坂委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

## 前々回の会議録

【委員長】 前々回3月4日、第5回定例会の会議録でございますが、先にお配りいたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を賜りたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——第5回定例会の会議録については、御承認いただいたということにさせていただきます。

前回の3月28日、第6回定例会の会議録は机上にお配りしてございますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認をいただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、第41号議案及び報告事項（6）は人事等に関する案件でございますので非公開としたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件につきましては非公開とさせていただきます。

## 報 告

(1) 平成20年度議会提出の工事案件について

【委員長】 それでは、報告事項(1)平成20年度議会提出の工事案件について、説明を都立学校教育部長、よろしく申し上げます。

【都立学校教育部長】 平成20年度議会提出の工事案件について、御説明させていただきます。

議会に提出する工事案件につきましては、議会の議決を付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、9億円以上の工事が対象となっており、毎年度当初に教育委員会関係の案件について御報告させていただいております。今年度は、都立高等学校1件、都立特別支援学校が2件でございます。

最初に、都立武蔵村山高等学校の改修工事でございます。建築後30年経過ということで、老朽化に伴い全面改修を行うとともに、バリアフリー対策としてエレベーター等の増築を行うものでございます。工事期間は、平成21年1月から22年5月まででございます。

工事の概要ですが、校舎棟、特別教室、体育館・格技棟等を全面改修いたします。エレベーターの増築工事とあわせて実施いたします。予算額は19億400万円ということで、12月の平成20年第4回都議会定例会に提出したいと考えております。図面等につきましては、別紙の1、2ページのとおりです。

続きまして、多摩養護学校の増築工事でございます。多摩養護学校は、4月1日から名称変更で多摩桜の丘学園という校名になっておりますが、工事開始が平成20年6月からということで、本年2月に工事予定案件として公示しており、名称変更前の校名である「都立多摩養護学校の増築工事」という件名で出しております。

内容といたしましては、東京都特別支援教育推進計画に基づきまして、肢体不自由特別支援学校でありました多摩養護学校に知的障害教育部門を併設する多摩桜の丘学園の整備の一環として、知的障害教育部門の校舎棟を新たに増設する工事でございます。

多摩桜の丘学園は、肢体不自由教育部門について小・中・高等部で21学級、知的障

害教育部門については、小・中学部で41学級の規模となります。

工事の概要は、肢体不自由教育部門棟とつながる形で知的障害教育部門の校舎棟、体育館、プール等を増築いたします。

予算額は22億8,300万円でございます。これにつきましては、6月の第2回都議会定例会に提出を予定しております。

3件目は、久我山学園特別支援学校（仮称）の増築及びその他改修工事でございます。これは、東京都特別支援教育推進計画に基づきまして、久我山盲学校と都立青鳥特別支援学校久我山分校の再編整備をし、視覚障害教育部門と知的障害教育部門を併設した視知併置の特別支援学校を整備するものでございまして、平成22年4月開校を予定しております。工事期間は平成20年10月から22年10月まで、学校規模につきましては、視覚障害教育部門が15学級、知的障害教育部門が30学級でございます。

工事概要でございますが、青鳥特別支援学校の久我山分校の現建物を全部取り壊し、新たに校舎をつくるものでございます。また、管理諸室、体育館、厨房等の共有化を実施いたします。増築部門の面積としては、7,650平方メートルでございます。

予算額は20億4,800万円ということで、9月の第3回都議会定例会への提出を予定しております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御意見、御質問がございますか。

**【委員】** 都立久我山学園特別支援学校（仮称）の増改築工事ですが、新しい建物を一つ建てるのに2年もかけないとできないものですか。

**【都立学校教育部長】** その程度の日数がかかるということでございます。

**【委員長】** 一部分ずつ改修していくものですね。

**【都立学校教育部長】** こちらの改築部分は、まず全面的な取壊しから入ります。この夏に、久我山分校は代々木高等学校の跡地に一時的に移ります。その後、取壊しをして、それから全面建て替えになりますので、大きな工事になります。

**【委員長】** よろしゅうございますか。

**【委員】** はい。

【委員】 都立武蔵村山高等学校は、改修工事の間、生徒はどうしているのですか。

【都立学校教育部長】 体育の授業などは制約を受けることにはなりますが、グラウンドにプレハブ校舎を建てて対応します。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、本件については報告として承ったということにさせていただきます。

## (2) 平成20年度東京都立高等学校入学者選抜状況について

【委員長】 報告事項(2)平成20年度東京都立高等学校入学者選抜状況について、説明を同じく都立学校教育部長、よろしくお願いいたします。

【都立学校教育部長】 平成20年度の都立高等学校の入学者選抜の状況について説明させていただきます。

現段階では定時制が3次募集を実施しておりますので、内容としては全日制の内容になります。今回の入学選抜では、制度的な面は基本的には前年度と変わっていません。「主な特色」のところに書いてありますように、文化・スポーツ等特別推薦が拡大したということと、在日期间が原則3年以内の外国人生徒の希望者に、共通問題については、ひらがなのルビを振った検査問題で受検できるようにしたという点が改善点でございました。

2の「実施状況」でございます。まず、推薦入試ですが、平成20年1月27日に実施し、募集人員1万446人に対して受検者3万134人、受検倍率が2.88倍ということで、昨年度より若干下がっております。

なお、内数になりますが、文化・スポーツ等特別推薦につきましては、737人の募集に対して1,429人が受検し、受検倍率は1.94倍。こちらは若干増えております。

次に、一次及び分割前期募集は、平成20年2月23日に実施いたしました。募集人員2万8,565人に対して3万8,719人が受検し、受検倍率1.36倍でございます。これにつきましては、平成6年から単独選抜を実施しておりますが、その中で過去最高の倍率になっております。平成15年度の学区撤廃後に受検倍率が一気に上がっておりますが、今回は、更にそれを上回った受検倍率になっております。応募倍率も1.45倍というこ

とで、これも過去最高でございました。

続きまして、分割後期及び二次募集でございます。平成20年3月9日に実施し、今年度は分割後期が20校で724人で、二次募集を含めると、募集人員が1,113人、受検人員が1,667人、1.50倍という結果でございます。

三次募集ですが、3月26日に実施し、3校で、倍率は資料に記載のとおりとなっております。

3の「新たに開校等をした高校の実施状況」でございます。今年度は、世田谷総合高等学校1校で、受検倍率は1.28倍でした。この学校は、玉川高等学校と砧工業高等学校を発展的に統合し、総合学科高校の8校目として開校しました。総合学科高校の中では、青梅総合高等学校、杉並総合高等学校に次いで3番目に高い倍率になっております。

4の「外国籍生徒の受検についての特別措置の実施状況」につきましては、全日制の一次・分割前期募集では40校で76人が受検しております。分割後期・二次募集につきましては、昼夜間定時制も一部入っている数字ですが、3校で3名の受検者がおりました。合格者は、全体で62名となっております。

5の「入学手続状況」ですが、今年度につきましては、募集人員3万9,770人に対して入学手続者が4万183人ということで、充足率101パーセントという状況になっております。

なお、入学手続辞退人員が毎年度減ってきておりまして、今年度は297人、1パーセントというところまで減ってきております。それに合わせまして超過人員も減らしてきているという状況になっております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御意見、御質問がございますか。

**【委員】** 倍率が増え、辞退率が減っているということは、基本的には非常に好ましいことだと思います。

この間、有名私立校に受かったけれども、やはり公立高校のほうが授業料も安いし、きちんと指導してくれそうなので公立を選んだというような話を聞いたのですが、そ

ういうことは、辞退率が減るという形であらわれてくるわけですね。

【都立学校教育部長】　　そうです。辞退率が減るという形で出てまいります。

【委員】　　まず、募集人員はどうやって決まりますか。

【都立学校教育部長】　　募集人員につきましては、基本的に公私連絡協議会での話し合いの下で枠組みを決め、その中で、中学3年生の生徒数の推移等を基準にし、毎年度決めております。

【委員】　　公私での約束というのは、どういう約束ですか。

【都立学校教育部長】　　公私連絡協議会の中で、都立と私立の生徒の受入れをおおむね59対41という比率で基本的に分担していくということです。

【委員】　　59はどちらですか。

【都立学校教育部長】　　都立です。

【委員】　　この比率というのは、かねてからこうなっているのですか。

【都立学校教育部長】　　5年に1度、公私連絡協議会の中でその見直しをいたします。中期計画の中で、生徒の状況、都立の学校改革の状況を含めて5年に1度見直しをしていくという内容になっております。

【委員】　　前に決めた5年前というのは、いつですか。

【都立学校教育部長】　　平成17年度から5年間で進めてきております。

【委員】　　5年間は毎年、59パーセントと41パーセントの割合で受け入れることが決まっているわけですか。

【都立学校教育部長】　　そうです。

【委員】　　その前の比率はどのくらいでしたか。

【都立学校教育部長】　　その前の5年間も、基本的には同じ比率でした。

【委員】　　その比率の可否についてはまたいろいろな議論があるでしょうが、それはもう既に決まったことですか。

【都立学校教育部長】　　はい。今後は、見直しを行う際にその方式についても事前にお話しさせていただき、議論した上で方針を決めていくという流れで進めていきたいと思っております。

【委員】　　それは毎年度、教育委員会の議案として提出するという意味ですか。そ

れとも、5年ごとですか。

【都立学校教育部長】 5年ごとの中期計画の方向を出す前の段階で、まだ決定しない状態で委員の皆さんに議論していただき、その上で進めていくことが必要だと思っております。

【委員】 それでは、その議論は大分先のことになるわけですね。

【都立学校教育部長】 はい。これから議論が積み上がっていきますが、その間でも公私での協議は毎年行っておりますので、いろいろな段階でお話しさせていただきたいと思います。

【委員】 わかりました。

それから、文化・スポーツ等特別推薦という枠が737人設けられていますけれども、平成16年度から始まったこの制度はうまく機能していますか。

【都立学校教育部長】 はい。実態として、かなりの学校で、インターハイや全国大会に出場するようなレベルの生徒が育ってきております。

【委員】 そうすると、この特別推薦というのは、中学校でスポーツ等が少し優秀な子供たちを、勉強が多少できなくても採ろうということですか。

【都立学校教育部長】 そうではなく、調査書は提出していただきます。その上で、陸上競技であれば、例えば足立新田高等学校では、個人種目で、中学校で都の総合体育大会などに出場している者であることなど、学校ごとに特別推薦の基準があります。受けられる基準を満たした上で、更にまた面接や実績を勘案して採ることになっております。

【委員】 このねらいは何ですか。私立の高等学校に採られないで、スポーツができる者を公立に確保しようということですか。あるいは、特定の高校にいい選手を集めようというのか、どういう趣旨ですか。

【都立学校教育部長】 まず部活動の活性化などにより、各学校の特色化を進めていくことを目指しています。もちろん授業等の学習のほうで能力を発揮することも重要ですけれども、体育系であれば、この生徒たちが中心になって部活動のレベルを上げていくということで学校を活性化していくことができます。

また、文化・スポーツ推薦は、必ずしもスポーツだけではなく、例えば教科であれ

ば英語もあり、これはスピーチなどの能力がある生徒を採っていくような、そうした様々な特色化の一環でございます。

【委員】 それで、英語等も含めて737人ですか。

【都立学校教育部長】 そうです。

【委員】 これで入ってきた子供たちが、その入った高校でやっていけなくなって、途中で中退してしまうというようなことはありますか。

【都立学校教育部長】 そう多くはありませんが、一部はあると考えております。

【委員】 もう3年たちましたから、一度この制度を検証してみてもどうですか。

【都立学校教育部長】 インターハイ等の実績については、我々としても把握しておりますが、継続できなくなってしまった生徒がどの程度いるかについては、更にもう少し調べる必要があると思っております。

【委員】 中学校のころから、ある分野で秀でた子供たちを更に育てていく仕組みは大事だと思いますが、一方で、うまくいかなくなる子供たちが結構いるわけで、そこら辺はよく見ていかないといけないと思います。こういう特別推薦というのは、自分はこれだけやっていればいいのだと思われがちになりますので、それを都として実施する限りは、やはりきちんとした確認をする必要があるだろうと思います。その点、よろしく願いいたします。

【都立学校教育部長】 はい。

【委員】 このほかを含めて推薦の数がとても多いでしょう。その他の推薦というのは、結局、中学生の時の調査書の評価ですから、その推薦というのはそんなに大きな理由があるものでしょうか。

というのは、私は、高校に入るのにあまり楽をさせてはいけないと思います。中学校でそこそこの成績を得ていれば、大して受験勉強しなくても入れるというのは、どうだろうという懸念があります。中学校では、推薦で高校に入学する生徒と、推薦では入学しない生徒とで、2月、3月ころの過ごし方が全然違います。それはよくないのではないかと感じます。自分の子供の経験、あるいは、自分の子供が通った学校の経験からしてもそんな感じがあります。

こういう推薦というのは、もうかなり前から行っていて、これまでもその在り方に

については検証されたことがあるかと思いますが、来年度に向けて、本当にこういう募集の在り方がいいのかどうか、考えてみてくださればと思います。あるいは、考えたことがあるのであれば、個人的に御説明を聞きたいと思います。

というのも、今、多少は倍率が上がってきたとは言いながら、はっきり言って全入状況でしょう。

【都立学校教育部長】 定時制の三次募集までカバーすれば、ほとんどの子供たちが入れるようになっております。

【委員】 他国の状況も見なければいけないのですが、ゆとり教育は大変大事なこともあるけれども、やはり、ある時期には集中してしっかり勉強しなければいけない。難関を越えるということも大事だと思います。何かそういう点で、こうしたやり方には問題がないのかどうかについても、もう少し検討していただければと思います。

これは個人的な思いではありますがけれども、もし、教育庁のほうではそんなことをする必要はないというのであれば、教育委員会として議論した上で正式にきちんと指示したいと思いますが、いかがなものでしょうか。

【都立学校教育部長】 推薦の導入経過は、試験当日の一度の試験結果だけで判断していいのかというところからも出てきている面があると思います。中学校時代に一生懸命にまじめに勉強していた子供たちは、ある程度はしっかり採ってあげることが必要であると思います。

ただ、昔は推薦枠が2割しかありませんでした。それを増やしてきていることは間違いないので、それがよいのかどうかについては、もう一度議論が必要な部分もあるかと思います。

【委員】 以前は2割だったわけですか。

【都立学校教育部長】 はい、2割でした。

【委員】 教育委員会としては、推薦枠をどの程度にしようという指導をこれまでしてこなかったのですか。学校にゆだねて、それを合計したものがこの数だということですか。

【都立学校教育部長】 いいえ。推薦枠を増やすについては、高校改革の流れの中で、新たなタイプの高校については枠を増やすなど、いろいろな経緯で少しずつ増や

してきておりますので、それについてはその都度教育委員会でお話ししてきております。ただ、全体でどうなっているかということは、御説明していないかもしれません。

【委員】 では、私の今の質問は、全く的外れですか。

【都立学校教育部長】 いいえ、的外れということではないと思いますが、推薦をなくしてしまうことにはならないのではないかと思います。

【委員】 一度、かねてはよしと求めてきた制度でも、時代が少し変わって、また、求められる子供たちの力も変わってきている。そういう中で、いいのかどうか、少しお考えになられてはどうでしょうか。これは、子供たちや保護者にとって大きな影響を持つ制度ですので、早急に結論を得ようとは思わないし、やはり前例を大事にしなければいけませんから、絶対に変えろという趣旨ではありません。しかし、焦点を当てて考えてみる、見直してみることもいいのではないかと思います。分割後期というやり方もあるわけで、今の子供たちは、一度の試験が終われば、あとは行くところがないというわけではないだろうと思います。目標を持って難関に挑むということも大事なことだと思います。もちろん、日ごろの勉強も大事ですから、一発勝負だけでいいというわけではないというのは、おっしゃるとおりだと思います。

そのようにと思いますが、委員長、いかがでしょうか。

【委員長】 私も同感です。私が気にしているのは分割後期・二次募集です。それが一次募集の母集団とどのくらい違うのかということについては、データが出ているのではないかと思いますので、少し調べていただきたいと思います。大学でも、前期入試と後期入試が行われていますが、それぞれについて、なかなか属性が出てきません。是非、よろしくお願いします。

【委員】 私も、今の委員の意見に全く賛成です。文化・スポーツ等特別推薦は、文化・スポーツで特別推薦があることはわかっていますが、この「等」の中にはほかの要素もありますか。

【都立学校教育部長】 文化・スポーツと、あとは芸術などがあります。

【委員】 芸術は文化の中に入っていますよね。

【都立学校教育部長】 芸術とか教科、技能などが文化に入っています。

【委員】 文化とスポーツということですね。

【都立学校教育部長】 文化系とスポーツ系しかないのですが、「文化・スポーツ」にすると少し外れるので「等」が入っていると思います。

【委員】 それを外れて、何か別の枠でということではないですね。

【都立学校教育部長】 そういうことではないです。

【委員】 もう1点。これは、公教育に携わる我々としても、だれが責任を負うのかがはっきりしない問題で、今、都の教育庁がどういう調査をしておられるのかもよくわからないのですが、この受検の結果、中学校を卒業した子供たちは、最終的に、例えば高校浪人や、あるいは、高校に行こうと思ったけれども行けないから職業に就いたなど、そうした数字はわかりますか。

【都立学校教育部長】 毎年、入学選抜終了後に、在家庭者のうちで進学を希望する生徒の状況について調査しておりますが、実態として、200人前後は進学先が決まらない生徒が出ております。

【委員】 そういう子供たちというのは、翌年、高校を受ける準備を1年間するわけですか。

【都立学校教育部長】 そういう子供もいらっしゃいますし、どちらかという、ひきこもりのようなお子さんもいらっしゃるかもしれませんが、数のとり方がなかなか難しいです。また、途中から通信制の高校やフリースクールに行かれる子供もいるでしょうし、いろいろなバリエーションがあると思いますが、それ以上は我々は追跡できません。毎年200人前後が進学を希望するけれども、家庭にいて学校には行っていないという事実があるということです。

【委員】 その数字はどういう調査ですか。

【都立学校教育部長】 各中学校への聞き取りの個別調査です。

【委員】 その子供たちについては、だれが社会的にどう対応するという決まり事があって、中学校としては、卒業してしまった者だからどうしようもない、手を伸ばせない。高校も受け入れていないからどうしようもない。この200人の子供たちというのは、社会的には、だれが成長を助けていますか。

【都立学校教育部長】 難しいところですが、基本的には、中学校がしっかり見ていただくことだと思います。それ以外、地域などで見ていくというのはなかなか難し

い状況ですので、現状では、中学校にしっかり見ていただくということになると思います。

【委員】 私は、卒業してしまった子供たちですから、中学校もなかなか難しいだろうと思います。もちろん、相談に来れば、先生方がちゃんと受けとめてあげていると思います。

高校中退の問題も含めて、こういう一定の層があるのだろうと思います。家庭に原因があったり、本人の病気が原因であったり、原因は様々だと思いますが、放置しておけばどんどん累積していくという問題が社会的にもあるわけです。そういう事情を知っているのは学校しかないわけですね。その辺のことはどうするのかということは、これは教育庁の責任ではないかもしれませんが、もう少し詳しくそうした事情がわかれば教えてください。

【委員長】 保護者が希望すれば、そういう子供たちの相談を受ける場所がありますね。

【教育長】 相談する場所があります。ただ、委員がおっしゃいますように、これはまさに、どこがやるかという縦割りの分担さえ決まっていません。場合によると警察の問題かもしれない、福祉の問題かもしれない。我々だと、中学校に、あなたの教え子は浪人しているのではないか、面倒を見なさいという立場でもあります。だから、一度全部、どういう実態なのか、現状ではどういう権限でだれが何をやっているのか整理しないといけないと思います。しかし、最終責任者は保護者以外にありません。

【委員】 それはそうです。ただ、保護者がしっかりしていればよいけれど、そうでない子供たちがかわいそうです。これについてはまた問題意識を持っていきたいと思います。

【委員】 文化・スポーツ等特別推薦というのは、各学校で決まっているものですか。

【都立学校教育部長】 学校ごとに枠が決まっていて、どんな基準で選ぶか、どんな選考を行うかを学校ごとに全部決めて、実施要綱で示しております。

【委員】 全部の学校にあるのですか。

【都立学校教育部長】 いいえ、全部の学校ではありません。

【委員】 特定の学校ですか。

【都立学校教育部長】 そうです。いわゆる中堅校と言われる学校が多い傾向になっております。

【委員】 今、私立でさえも推薦制度があつて、特に進学クラスやスポーツの推薦もいろいろあり、やはり優秀な生徒をどんどん私立が採っていく傾向があります。推薦を厳しくすると、都立の学校に、よい生徒、よいスポーツ人が集まらないのではないかと、多少心配しています。

【委員】 私は、推薦制度をやめてしまえと言っているわけではないのです。例えば、足立新田高等学校という高校があります。ここは荒れた高校で有名でした。ここが、ここ七、八年の間に大きく立ち直りました。その一翼を担っているのがスポーツです。部活動です。相撲部は唯一都立高校で土俵があつて、恐らく推薦があるのではないかと思います。

【都立学校教育部長】 はい、ございます。

【委員】 そのように本当にがんばろうという、学校のがんばりのシンボルのようにスポーツの部活動がなつていっている。それが中心になって学校が立て直されるということもあります。ですから、私はそれを否定しているわけではなくて、それが何もせずただ広がっていくと、単に子供たちを甘やかしているにすぎないことになつてしまわないかということ懸念しているだけです。

【委員】 ある一定の学力があれば当然授業にもついていけるとは思いますが、全く学力が低くは話になりません。

【委員長】 委員がおっしゃっているのはそういうことですね。

【都立学校教育部長】 調査書を提出していただいた上で選抜しております。

【教育長】 委員がおっしゃるように、全部の学校が行っているわけではなく、特定の学校が特定の種目や特定の文化に着目して行っております。だから、それが学校の特色化につながっています。したがって、スポーツ推薦ではなくて、通常の推薦枠で3万人ぐらいが受検をしたいと言い、実際にその3分の1の1万人が合格し、2万人が不合格となるわけです。不合格となった2万人がどうしているかという、自分が最初に希望した高校の一次前期募集にまた応募しています。それは、学校の特色化

によって、子供たちが選ぶ高校をある程度絞ってきているからです。昔に比べると、推薦で不合格となった子供たちが一次募集のときに再度同じ学校を受検するということが増えてきております。ある意味では、学校の特色化が進んでいると思います。

【委員長】 それは事実です。ほとんどの数字があまり下がっていない中で、高等学校の中途退学率は全国的に見ても非常に下がっています。それはまさしく高校改革によって、総合学科を作ったり、新宿山吹高等学校のような単位制の学校を作ったりしましたので、そうしたところに子供たちが適応していつているためです。全国的には、2パーセントを切っているのではないのでしょうか。世界ではあり得ないような数字になっていると思います。

全体的には問題は少ないのですが、確かに御指摘のような問題はありますので、一芸入試というのは少し危険です。かつてある大学がやりましたが、結局、うまくいきませんでした。ある科目だけに非常によい点を取ったら合格させようということで合格させると、あとができないから適応できないという問題が起こります。ですから、推薦も、例えば非常にマラソンが速いなどという子供は入れてもいいかもしれませんが、入試で採る人ほど高くなくても、ある程度オールラウンドな成績を設定しなければいけませんね。

【委員】 例えばスポーツ推薦だと、都内の人でないと入れないのですか。例えば、神奈川県にいい選手がいて、入りたいといった場合は、入れないのでしょうか。

【都立学校教育部長】 都立高校は、基本的に東京都に住むことが条件になっています。今は神奈川県にいても、入学後は東京に住むということであれば大丈夫です。

【委員】 わかりました。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、本件につきましては、報告として承ったということにさせていただきます。

(3) 平成21年度使用都立高等学校用(都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。)教科書の採択について

【委員長】 報告事項(3)平成21年度使用都立高等学校用(都立中等教育学校の

後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。)教科書の採択について、指導部長、説明をよろしくお願いいたします。

【指導部長】 それでは、平成21年度に都立の高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校の高等部で使用いたします教科書の採択について、御説明させていただきます。

平成21年度に都立高等学校等で使用いたします教科書の採択につきましては、平成14年に決定いたしました方針に基づいて準備を進めてまいります。方針となる報告資料を御覧いただきたいと思います。

内容でございますが、1番として「教科書採択に当たっての留意事項について」、2番として「教科書の調査研究について」、3番として「教科書の採択について」、4番として「教科書の選定について」となっております。2の「教科書の調査研究について」でございますが、今回、調査研究の対象となる教科書は、先日、新聞報道等がありましたように、昨年度、新たに検定を経ました、主として高校3年生用の教科書47点でございます。これらの教科書につきまして、これまでと同様、学習指導要領の各教科の目標等を踏まえ、各教科書の特徴、違いが明瞭にわかるよう、内容、構成・分量、表記・表現及び使用上の便宜、こういった角度から調査研究をしてまいります。

都立高等学校等の校長に対しましては、教科書の選定について、その責任と権限は校長にあることを周知徹底させ、学習指導要領の各教科の目標等を踏まえて調査研究を行い、各学校で設置する教科書選定委員会で、生徒の実態等も踏まえて、最も適切な教科書を選定するよう指導してまいります。

今後の予定でございますが、本日御報告いたしました方針を各都立高等学校長等に速やかに通知いたしますとともに、教科書採択選定事務について、校長及び副校長等への説明を行ってまいります。また、教科書の調査研究結果につきましては、教育委員会に報告させていただき、各学校へ調査研究資料として配布する予定でございます。そして、各学校における教科書の選定結果を受け、審査を行った上で、採択議案として教育委員会に上程させていただく、という形で進めてまいります。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見がございますか。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件についても報告として承ったということにさせていただきます。

#### (4) 平成19年度条件付採用教員の任用について

【委員長】 報告事項(4)平成19年度条件付採用教員の任用について、説明を、人事部長、よろしくお願いいたします。

【人事部長】 平成19年4月1日付けで採用された条件付採用教員の任用の状況についてまとめましたので、報告させていただきます。

教員の場合は、教育公務員特例法により条件付採用期間が1年間ということになっており、採用後1年を経過した時点で正式任用の可否を判断することになっております。

新規採用教員の評価につきましては、一般の業績評価とは別に特別評価を実施しております。特別評価は、校長が一次評価、区市町村教育委員会もしくは東京都教育委員会が最終評価を行っております。その特別評価を実施した後、正式採用の可否について、校長及び教育委員会が判定いたしまして、正式採用が「否」と判定された教員については、教育庁内の懲戒分限審査委員会において審議の上、最終的に不採用の決定を行っております。

なお、新規採用教員の育成については、採用後3か月及び6か月の2回、育成に関する報告を求めているところでございます。

判定の結果ですが、新規採用教員数は1,952名で、年度内に本人からの申し出で自主的に退職した者が44名おりますので、この判定にかかった者が1,908名でございます。うち正式採用「可」の者が1,898名、「不可」の者が10名でございます。その10名の中で、「不可」の評価を得た後で自主退職した者が9名で、最終的に、いわゆる処分として正式採用「不可」ということで職を免じた者は1人ございました。

近年の状況については裏面にまとめておりますが、正式採用「不可」の者の数は大

体10名前後で推移しております。年度内退職者がここ2、3年は増加傾向にあるということが言えるかと思えます。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見がございますか。

【委員】 教員が大量に退職すると思っていたのですが、平成17年度くらいからむしろ正式採用の数が減っている理由は何かということと、年度内の退職者44名の理由がわかれば教えてください。

【人事部長】 これは4月1日付けの採用数を表にしておりまして、実は、平成19年度については、その後、4月6日や16日にかなりの数の採用がございました。また、平成19年度から採用の制度として新たに1年間の期限付の任用教員を採用しており、例えば、19年度で言えば、370名ほど期限付の教員が採用されております。

したがって、実際に新しく雇用されている教員の数は、3千人まではいきませんが、二千数百人でございます。

【委員】 採用基準には、条件付と期限付と二つあるわけですか。期限付1年の教員については、たしか議論したと思いますが、言葉として、「条件付」と「期限付」はわかりにくいですね。

【人事部長】 条件付採用というのは、いわゆる正式に任用されている教員で期限がない者でございます。1年間の勤務実績によって「条件付」が取れるかどうかという判定をします。期限付採用は、当初から雇用期間は1年間と決まっております。

ただし、期限付の期間の勤務実績を評価して、翌年度教員採用選考を受験した場合には、その勤務成績がよければ、それを加味した形で正式採用するというようにしております。現実には、平成19年度の期限付任用教員の約9割くらいが平成20年度には正式任用されております。

もう一つの御質問の年度内退職者の事由の内訳ですが、病気・体調不良が22名で半分です。一身上の都合・家庭の事情が12名、他県での採用・転職が9名となっております。

【委員長】 よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――それでは、この件

についても、報告として承ったこととさせていただきます。

#### (5) 教育管理職等の任用・育成のあり方検討委員会第2次報告について

【委員長】 報告事項(5) 教育管理職等の任用・育成のあり方検討委員会第2次報告について、説明を、人事企画担当部長、よろしくお願いいたします。

【人事企画担当部長】 報告資料(5)を御覧ください。「教育管理職等の任用・育成のあり方検討委員会第2次報告について」でございます。

この「あり方検討委員会」は、さきに管理職選考制度の見直しなどについて1次報告をまとめ、この1月に御報告したところでございますが、今回の報告は、教員の多忙化が進む中で、特に学校経営の要である副校長や主幹教諭に業務が集中し、一部には疲弊している学校もあり、このまま放置すれば、学校経営上も、あるいは、人事管理上も支障が生じかねないということで、改めて職の在り方を検討し、その改善策を取りまとめたものでございます。

全体で三つの章に分かれております。第1章は「職務をめぐる現状の問題点」ということで、今回、副校長あるいは主幹の職務実態調査を行いました。また、アンケートを行い、何人かの方たちと意見交換も行いました。

現状の問題点につきましては、Ⅰの職責、Ⅱの職務実態、Ⅲの育成という三つの観点から整理いたしました。Ⅰの職責については、副校長・主幹とも、いろいろな業務が集中しているために本来の経営上の仕事に必ずしも集中できずに、様々な業務を自分で抱えて処理している現状があるということでございます。

Ⅱの職務実態については、今のことと関係しますが、業務が集中し、現実に残業や週休日の出勤がかなり常態化している現状にございます。なぜかということですが、各分掌組織に割り振れない業務が存在している、それから、ICT化、つまり情報通信技術の活用が遅れている、保護者や地域とかかわる業務が非常に多い、それから、学校の内部体制としては、校務分掌組織が不効率で硬直化している面があるなど、多様な要因が浮かび上がってまいりました。

Ⅲの「副校長・主幹育成の現状」についてですが、校内のOJTの体制が必ずしも

整備できておらず、基本的には、その学校の校長先生任せになっているということで課題があると考えております。

こうした現状を踏まえまして、第2章で、副校長あるいは主幹教諭が本来の職務・職責を果たせるようにするための課題を五つに整理いたしました。Ⅰが「副校長・主幹教諭の職務や権限の見直し」、Ⅱが「校務の縮減と効率化」、以下Ⅴの「副校長・主幹教諭の人材育成の充実」まで五つで、それぞれにつきまして、第3章で解決の具体的な方策をまとめました。全部で20ありますが、本日は、この中で別途教育委員会に御報告しているものを除きまして、主なものを御説明させていただきたいと思いません。

まず、第2章Ⅰの「副校長・主幹教諭の職務や権限の見直し」ですが、方策2で、「学校経営における副校長の役割の明確化」ということでございます。学校経営計画の策定、教育課程の編成、校内人事、人事考課、こうした点が学校経営上重要と考えておりますが、いずれも最終的には校長の権限で行われているものです。実際にそれらにおいて副校長がどのように関与していくのか、役割を果たしていくのか、これを明確にしていく必要があると考えております。学校によってかなりばらつきがございます。

Ⅱの「校務の縮減と効率化」のところでは、方策6で「『プロジェクトチーム』設置による調査報告事務の縮減」とございます。今回の実態調査の中で、あるいは、文部科学省が行った調査の中でも、調査報告事務と言われているものが負担になっているという結果が出てきております。教育委員会が学校に対して、場合によっては重複しているなど、不効率な調査報告事務を強いている実態がないのかどうか、これらについて、改めて学校を対象に実態調査を行いたいと考えています。そして、それを踏まえて縮減策を考えていきたいと思っております。また、学校側から、事務の効率化あるいは事務改善についての提言を積極的に受け付けるような仕組みをつくっていく必要があると考えております。

なお、いずれも右に\*印をつけておりますが、この\*印をつけているものは、検討委員会として、この夏に向けて引き続き検討を深めていきたいと考えている事項でございます。

次に、Ⅲの「学校組織や運営体制の見直し」のところでは、方策10で「校務分掌組織の再編・整備」としております。今回、学校の校務分掌組織について様々な意見を現場から聞きましたが、そこで大きく浮かび上がってきたのが、副校長を直接補佐する組織がなく、多くのことが副校長に集中しているという実態があることです。ここでは、学校運営を総合調整する新たな分掌ということで、普通の組織で言えば総務課に当たるような組織をイメージしているわけですが、そうした分掌組織をつくってはどうかということです。

それから、学校の中には様々な委員会組織が設けられております。例えば入学者選抜にかかわるもの、部活動の運営について、地域開放についての委員会など、これらが乱立と言っている状況で、その取りまとめを副校長や主要な主幹が担っております。これらについて、もっと整理する必要があるのではないかと。そして、それらを、基本的な分掌組織、教務や生活指導などの組織に編入していく必要がある。そうしないと、不効率であるだけでなく、責任が不明確になっている現状もございますので、このような校務分掌組織の見直しが必要であるという提言をしております。

それから、方策12と方策13は、いずれも事務職員の活用ですが、方策12は「小中学校における事務職員の活用」としております。小・中学校には事務職員が、都が給与を負担している職員が基本的には1名、そのほか地域によって区市町村が給与を負担している職員がいたり、あるいは、臨時職員がいる場合があります。これは地域によって様々ですが、実は、調べていきますと、その職の範囲を極めて限定するような慣行が一部にございます。例えば、外部からの電話は事務職員は取らないようにしている地域があります。慣行ということなので、実態がなかなかつかみきれないところがあるのですが、一部そういう地域があることもわかってきました。そうした慣行の見直しをしていく必要があるだろうと考えております。

それから、都立学校につきましては、教育委員会でも何度か御意見をいただいておりますが、事務職員で構成している経営企画室につきましては、現状では、経営企画室の仕事と教員組織の仕事は画然と分かれています。しかし、教員が行っている仕事の中でも、実は、教員でなくてもできる部分があります。経営企画室がそうした部分にもう少しかかわっていくことができないだろうか、そのあたりを検討していく必要がある

あると考えております。

それから、IV「学校を支える仕組みの構築」のところですが、方策16で「学校と地域とのよりよい連携体制」のところですが、まずは、正規の教員以外に、授業その他の校務につきまして、校務の補助として地域の多様な人材をもっと活用していくべきだろうということが1点と、実は、そういう地域の人材を活用することが、副校長のかなりの負担になっているという現実がございます。地域の多様な人材を学校につなげていく、そうした仕組み、都では一部の地域で地域教育プラットフォームという活動が行われておりますが、これをもっと推進していく必要があるだろうということがございます。

それから、方策17は「学校への理不尽な要望に対する対応支援」ということです。ごく一部の保護者あるいは地域の方の中には、あまりにも理不尽ではないかという要望を学校に求めていらっしゃる方がおります。中には、そのことで副校長あるいは担当した教員が倒れてしてしまうケースもあります。こうした問題に対する対応として、何か仕組みをつくっていく必要があるだろうと考えます。その場合、第三者機関の活用も含めて考えていきたいと思っております。

最後に、Vの「副校長・主幹教諭の人材育成の充実」のところですが、まず方策18として「教員の人材育成基本方針の策定」ということで、教員の人材育成基本方針を策定したいと考えております。教員の経験あるいは職層に応じて身に付けるべき力は何なのかということ、採用の当初から中堅になるまでの期間に特に注目して、どういった力を身に付けていってもらえるのか、そのための育成の仕組みを基本方針としてまず策定し、それに基づきまして、まずは学校の中でのOJTが基本になりますので、職層ごとのOJTのガイドラインを、教員固有の育成の仕方について明確化していきたいと考えております。

また、方策20は「職層ごとの研修の充実」ということですが、来年度から主任教諭の任用を開始します。そうしますと、教員の職層は、一般教諭、主任教諭、主幹教諭、そして管理職という職層の構成になりますので、こうした任用体系に基づきました研修体系の再編・整備をしていきたいと思っております。その際に、特に副校長の育成が重要ですが、副校長は、学校の中でただ一人の上司である校長との関係が非常に難

しく、外からは見えない部分がございます。こちらにつきまして、改めて、校長の副校長育成についての責任を明確にしていく必要があるだろうと考えております。その他、メンタルヘルス対策につきましても充実していきたいと考えております。

以上、今回の方策につきまして、区市町村教育委員会とよく連携を図りながら実施に向けて取り組んでいきたいと思っております。それから、先ほど申しましたように、\*印をつけた方策につきましては、更にこの「あり方検討委員会」の中で具体的な検討を進めていきたいと思っております、その結果は改めて今年の夏を目途に御報告させていただきたいと思っております。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見がございますか。

【委員】 一つは、「校務の縮減と効率化」について、都立学校には支援チームをつくりましたね。その支援チームがうまく機能して、そういうものを効率化させているのかどうか。

それから、副校長がやはり問題だと思っております。企業でも、ワンマン社長になると、副社長が浮いてしまうのでよくわかりますが、副校長を機能させるために、副校長の職務の中で、いわゆる学校の授業あるいは教育と直接関係が比較的薄い、かねて申し上げておりますが、つまり、一般の人でもできるような仕事は、退職した企業のマネージャーなどを副校長にして担当させる。それはどういう形態がいいのかわかりませんが、組織的には、社長がいて副社長が2人いるのが好ましいのです。お互いに職務を分けるという意味で、一人はそういうマネジメントそのもの、もう一人は、教育により近いところの副校長。すぐにはできないかもしれませんが、こういう形でやって欲しいと思っております。

たしかアメリカでは、全学校職員の半分は教員ではない人です。ところが、日本は4分の1です。しかも、その4分の1が、今の話では、電話も取ってはいけないなどというところもある。そういう固定的な形にしておくことを変えていかなければいけないと思っております。学校というものがより地域に密着した形で、しかも、地域の人がどんどん入っていく。企業などで管理職などをした人が副校長として手伝いに来たら、

電話を取ったらいけませんとは言えないと思います。したがって、副校長の負担を減らすためには、大きな制度改定が必要だろうと個人的に思っております。

それから、職務権限の見直しは大事ですが、職務権限というものは、一回与えると、そこに伴う責任を忘れやすいのです。学校の先生は教育熱心ですから、自分で何でもしたいと思っているのではないかという印象を持ちますが、できる限りそれを人にやってもらうようにする。そのためにはコミュニケーションが必要ですが、そういう形で職務権限を見直していただいて、あまり縦割りに、これとこれはだれがやるべきかなどというようなことはやめていただきたい。

四つ目です。私は、去年、橘高等学校の入学式に行きました。今年は世田谷総合高等学校と武蔵高等学校附属中学校に行きましたが、橘高等学校と世田谷総合高等学校は新しい試みで、橘高等学校は、地域の人を随分取り込んでいます。世田谷総合高等学校は今年度できたばかりで、校長先生と話をしましたが、世田谷総合高等学校の六つの系列は、世田谷総合高等学校の先生だけで全部できますかという質問を投げました。そうすると、いろいろなところに協力してもらわなければいけないと思っているという返事でした。それは具体的にどういうところですかと言うと、できれば、地域に近い、例えば多摩美術大学、あるいは、その他、地域の近いところの大学などと協調して、そういうところから指導を受けるというようなことをおっしゃっていましたから、おのおのの学校の特色によって、そういう協力を受ける組織が、橘高等学校の場合であれば地域の商工会のようなところだし、世田谷総合高等学校がどうなるかはわかりませんが、恐らく、あの地域の特殊な大学との提携とか、いろいろなことがあると思います。ですから、そういうことで広がりを増やす。つまり、何でも学校の中でやろうということはやめて、より開かれた学校にしていくという基本理念が必要だろうと、私は最近いろいろな学校へ行っていて感じます。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ほかにありませんか。

【委員】 今、検討状況について報告があったのですが、現場の実態もできるだけつかもうとして、そうした現場の状況も十分踏まえながら検討されている状況が伺えます。この検討は大変重要な検討であると思います。

副校長、教育管理職等の任用・育成の在り方と言いながら、直接それにはかかわらない、例えば学校への理不尽な要望等に対する対応支援とか、そういう周辺の問題についても議論がなされていることも決して悪いことではないだろうと思います。このまま更に検討を続けていただきたいと思います。

その際に、今、委員がおっしゃいましたけれども、限られた資源を学校は与えられているわけですね。その資源でやりきれることがどれだけあるのか、人をできるだけ100パーセント活用する方向としてどういう方向があるのかということ、やはり白紙の立場に立って考えることが大事だと思います。今までの、事務長はそんな仕事はしないのだとか、そういうことではなくて、もし、事務長がいて、例えばマネジメントのほうに力を貸す余裕があるのであれば、それを活用していくということも一つの方法だと思います。

経営企画室にそうした方がおられるのであれば、副校長や校長の右腕になっていかなければいけないだろうし、従来のいろいろな規制を一回御破算にして、既存の資源をどう活用するのかという観点で思い切った方策をお考えになればいいと思います。決して、来年は何とかなるという問題としてではなくて、3年がかりくらいで大きく変えていくということも視野に入れて、短期的にやれることはやっていく。幾つか対応方針に必要な期間があるでしょうから、そうした点も考慮されて、抜本的にお考えいただくということが大事だと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

**【委員長】** ありがとうございます。何かございませんか。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——大変きめ細かくいろいろな問題を出した上で、対処していこうという思いが見えていると思います。

改正学校教育法で副校長の職務権限が明確化されましたが、そうすると、校長との仕事の分担が問題になってきます。国立大学ではどうしているかということ、独立行政法人になったときに、副学長は学長が選ぶようにしました。学長が仕事をやりやすいようにするためです。学校については、学校教育法で権限が別々に規定されますので、少しややこしいですね。これは国の問題ですが、その辺ももう少し工夫する必要があるかもしれません。本来は自分のブレーンですからね。

ありがとうございました。この件についても報告として承ったということにさせていただきます。

## 参 考 日 程

(1) 定例教育委員会の開催

4月24日(木) 午前10時	教育委員会室
5月8日(火) 午前10時	教育委員会室

(2) 教育施策連絡会

4月10日(木) 午後2時	都庁大会議場
4月17日(木) 午後1時45分	中野サンプラザ

【委員長】 今後の日程についてよろしく申し上げます。

【政策担当課長】 定例教育委員会の開催についてでございますが、次回は4月24日木曜日、次々回は5月8日木曜日、ともに午前10時から教育委員会室にて予定しております。

教育施策連絡会は、本日の午後2時から都庁の大会議場にて行います。次回は、4月17日木曜日の午後1時45分から、中野サンプラザにて行います。

以上です。

【委員長】 ありがとうございました。

それでは、引き続き非公開の審議を行います。よろしく申し上げます。

(午後0時17分)